

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>上場廃止に係る審査</p> <p>3. 規程第601条第1項第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容（当該報告書において、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合であって、<u>それが専ら継続企業の前提に関する事由によるものであると認められるときは、当該記載がされた後最初の監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容を含む。</u>）、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年2月27日から施行する。</p>	<p>上場廃止に係る審査</p> <p>3. 規程第601条第1項第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。</p>